

【令和3年度宮城県中小企業融資制度一覧】

[中小企業経営安定資金]

R3.4.1現在

資金名	融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間(据置)
一般資金	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転 7年以内(1年以内) 設備 10年以内(1年以内)
セーフティネット資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	第1～第4号, 6号 1.30% 第5号, 7号, 8号 1.30%	運転・設備 10年以内(2年以内)
危機関連対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.30%	運転・設備 10年以内(2年以内)
新型コロナウイルス感染症対応資金(R2.5創設)	中小企業信用保険法第2条第5項4号又は同項5号, 第6項該当の特定中小企業者又は特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等 ※令和3年3月31日付けで新規の保証申込み受付は終了いたしました。	一企業等 6,000万円	1.30%	運転・設備 10年以内(5年以内)
新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金(R3.4創設)	中小企業信用保険法第2条第5項4号又は同項5号, 第6項該当の特定中小企業者又は特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 4,000万円	1.60%以内	運転・設備 10年以内(5年以内)
流動資産担保活用資金	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している,又は棚卸資産を有する中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 1年以内
経営力強化サポート資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ,自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うことができる中小企業者等 ※税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ,税理士,公認会計士,金融機関等で国の認定を受けた者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転 5年以内(1年以内) 設備 7年以内(1年以内) 既往の宮城県制度融資を借り換える場合は,10年以内(うち据置1年以内)
条件変更改善借換資金	経営者の事業改善意欲があるにもかかわらず,返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者等	一企業等 8,000万円	10年以内 1.50% 10年超 2.00%	運転・設備 15年以内(1年以内) 運転・設備とも新規資金を追加する場合には据置2年以内
連鎖倒産防止資金	負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している,又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等(知事の認定)	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 10年以内(2年以内)
経営改善サポート借換資金	次のいずれかの中小企業者等 ①借換保証制度を適用して,既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を行うことにより,再建及び持続的発展が見込まれるもの ②中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので,既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を借換保証制度を適用して行うことにより再建及び持続的発展が見込まれるもの	一企業等 8,000万円	対象① 1年以内 1.50% 1年超 1.90% 対象② 第1～4号, 6号 1.30% 第5号, 7号, 8号 1.30%	運転・設備 10年以内(2年以内)
中小企業再生サポート資金	次のいずれかの中小企業者等 ①宮城県中小企業再生支援協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて再生等に取り組むもの ②特定認証紛争解決事業者による手続により再生を図るもの ③認定支援機関の指導又は助言を受けて再生を図るもの ④民事再生又は会社更生により計画認可を受け,その計画の実行に取り組むもの等	一企業等 8,000万円	1.90%以内	運転・設備 10年以内(2年以内) ②及び③の場合,運転・設備とも3年以内(据置なし)
みやぎ中小企業復興特別資金	東日本大震災により被害を受けた,次のいずれかの中小企業者等で, ①事業所又は主要な事業用資産に損害を受けたもの(市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの) ②事業活動に著しい支障が生じたため,その事業に係る収入が著しく減少したもの(市町村長の認定を受けたもの) ※令和3年4月1日より,新規融資の申込の対象となる区域が沿岸市町に限られます。	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 15年以内(3年以内)
災害復旧対策資金(一般枠)	災害救助法の適用又は知事の指定する災害により被害を受けた,次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの(市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの) ②間接的な被害を受け,最近1か月の売上高が,前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの(知事,市町村長,商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの)	一災害 5,000万円 (ただし一企業 2億8,000円まで)	1.60%以内 災害関係保証適用の場合は 1.55%以内	運転・設備 10年以内(2年以内)
緊急経済変動対策資金	燃料費や原材料費の高騰により,最近3か月間の売上高に占める製造原価等の割合が①前年同期比10%以上増加,又は②前年同期比5%以上,かつ,前々年同期比10%以上増加している中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 10年以内(2年以内)

資金名		融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間(据置)
事業再生計画実施支援資金	一般枠	(独)中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業再生支援協議会、宮城県産業復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う者	一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内(1年以内)
	感染症対応枠 (R3.4創設)		一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内(5年以内)
二重債務対策資金		宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は(株)東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者等	一企業等 1億円	1.00%	運転・設備 15年以内(3年以内)

[中小企業産業振興資金]

資金名		融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間(据置)
富県宮城資金	チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業(自動車関連産業等8産業)に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに①に該当する関連産業に属する事業への参入を図るもの (チャレンジ枠は知事の認定)	一企業等 1億円	1.50%	運転 10年以内(2年以内) 設備 15年以内(2年以内)
	応援枠	※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	一企業等 3,000万円	1.50%以内 ※固定・変動いずれも可	運転・設備 7年以内(2年以内)
	先端設備等導入枠	先端設備等導入計画について、生産性向上特別措置法の規定による市町村の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内(1年以内)
新技術・新製品事業化資金		特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るための資金を必要とする中小企業者等(知事の認定)	一企業等 8,000万円 (うち運転資金 4,000万円)	1.50%	運転 7年以内(2年以内) 設備 10年以内(2年以内)
創業育成資金		①事業を営んでいない個人が、1か月以内(※)に新たに事業を開始する場合、又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内(※)に新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ③会社が自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 (①②で新規創業の場合、借入額と同等以上の自己資金を有していることが要件となる場合があります。詳細はお問い合わせください。) ※認定特定創業支援事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円 (新規に創業する場合、適用される保証によっては自己資金額を融資限度額とする場合あり)	1.55%	運転・設備 10年以内(2年以内)
事業承継資金	経営承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内(1年以内)
	事業承継特別枠	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年経過していないものに該当し、かつ資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内(1年以内)
	経営承継借換枠 (R3.4創設)	以下のいずれにも該当する会社である中小企業者 中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者で、代表者が債務を保証していることにより事業活動の継続に支障が生じていると認められ、保証申込の直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内(1年以内)
再生可能エネルギー一推進支援資金		再生可能エネルギー発電事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等	一企業等 1億円	1.60%	設備 15年以内(1年以内)

資金名	融資対象者	融資限度額	利率(固定)	償還期間(据置)
がんばる中小企業 応援資金	事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、又は新たな試みに取り組むことを通じて、経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	一企業等 3,000万円	金融機関所定 (※固定・変動 いずれも可)	運転・設備 7年以内(2年以内)
“伊達な旅”整備 促進資金	観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で次に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの ①宿泊施設 ②温泉施設 ③スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設 ④食事休憩施設 ⑤その他、観光客の利用が見込まれる観光施設	一企業等 1億5,000万円	7年以内 1.55% 7年超10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備 15年以内(2年以内)
環境安全管理対策 資金	① 環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等(知事の認定) ② ISO14001, ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等 ※①のうち、自然エネルギー活用施設等の設置については、自家消費を目的とした中小企業者等に限定。	一企業等 5,000万円	① 1.80% ② 1.60%	運転・設備 7年以内(1年以内)
小口事業資金	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ※取扱金融機関に直接申込み可能です。 ※商工会議所・商工会が経営指導し、あつせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇します。	一事業者 2,000万円	1年以内 1.45% 1年超 1.85% セーフティネット5号、 7号、8号認定の場合 1.30%	運転・設備 7年以内(1年以内)
中小企業団体中央 会組織金融	中央会の会員である組合で、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体又は商店街振興組合法第2条の商店街振興組合である者	一組合 5億円	7年以内 1.0% 7年超10年以内 商工中金所定の 貸出金利 -0.3% 10年超15年以内 変動金利 商工中金所定の貸付利率	運転 10年以内 設備 15年以内

(注1) 中小企業団体中央会組織金融を除き、すべて信用保証付です。ただし、二重債務対策資金については、東日本大震災事業者再生支援機構による債務保証を活用することができます。

(注2) 中小企業団体中央会組織金融は商工組合中央金庫仙台支店のみの取り扱いとなります。

(注3) 適用される保証により、融資限度額が合算される場合があります。

(注4) 各資金に適用される信用保証料率は、「宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧」(5ページ)で確認願います。

(注5) 担保は必要に応じて徴求し、保証人は原則として法人代表以外不要です。ただし、流動資産担保活用資金の担保は売掛債権又は棚卸資産(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)とし、創業育成資金の担保は不要です。小口事業資金の担保は原則不要とし、中小企業団体中央会組織金融の保証人は役員となります。

(注6) 環境配慮型経営に係る第三者認証や県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等は、上記の利率から、マイナス0.1%で利用できます。(一部資金を除く)

(注7) 特定非営利活動法人(NPO法人)は、創業育成資金など一部ご利用できない資金があります。

(注8) 富県宮城資金の融資対象となる「県が集積を目指す産業」とは、①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業をいいます。

新型コロナウイルス感染症伴走型支援資金を創設しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とします。

【新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金の特徴】

・経営行動計画書の策定と伴走支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者と金融機関との対話を通じて、経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援を行います。

・保証料の一部を国が補助

保証料率は0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%）で、国が0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%）に相当する額の保証料を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%相当額となります。

・フォローアップ

金融機関は、原則として5事業年度にわたり、四半期ごとにフォローアップを実施します。中小企業者の経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況の報告を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な経営支援を行います。

なお、一定の改善があった中小企業者については、フォローアップの回数が年1回となります。

◇融資対象者

宮城県内に事業所を有し、市町村長から次のいずれかの認定書の交付を受け要件を満たした中小企業者等

【セーフティネット保証4号】

(イ) 県内において1年以上継続して事業を行なっていること

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

【セーフティネット保証5号】

指定業種に属する事業を行なっており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少していること

※最近3か月間の前年同月比5%～15%未満で認定を受けた場合には、対象外となります。

【危機関連保証】

(イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること

(ロ) 経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること

※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。

◇融資条件

- ・資金用途 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 4,000万円
- ・融資利率 年1.60%以内
- ・償還期間 10年（うち据置5年以内）
- ・信用保証率 年0.85%
※経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05%
- ・保証人・担保 原則として法人代表者以外不要・必要に応じて徴求

◇取扱期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに保証申込みを受付したもの。ただし、危機関連保証の認定を受けたものについては、令和3年6月30日（木）までに融資実行されたものに限ります。

※1 令和3年4月1日現在

※2 取扱期間は延長になることがあります。

○保証料補助制度

- ・対象融資限度額 一企業4,000万円以内
- ・保証料補助率 借入金に対し、0.65%に相当する額、経営者保証免除対応で0.20%上乗せされている場合には0.85%に相当する額を国が補助する。
- ・補助期間 全期間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧

(単位：%)

資金名		保証料率									
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	
中小企業経営安定資金	一般資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット資金	1号～4号、6号 5号、7号、8号 0.70※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50% 0.67※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
	危機関連対策資金	0.70以下※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
	新型コロナウイルス感染症対応資金	0.85※経営者保証免除対応適用の場合は1.05%									
	新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	0.85※経営者保証免除対応適用の場合は1.05%									
	流動資産担保活用資金	0.56									
	経営力強化サポート資金	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	
	責任共有対象外の場合	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50	0.50	
	条件変更改善借換資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	連鎖倒産防止資金	0.70								0.60	0.45
	経営改善サポート借換資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	セーフティネット関連	1号～4号、6号 5号、7号、8号 0.70※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50% 0.67※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50%									
	中小企業再生サポート資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	事業再生円滑化関連保証の場合	1.56									
	事業再生保証の場合	2.00									
	災害復旧対策資金	1.00							0.80	0.60	0.45
	災害関係保証の場合	0.70									
	みやぎ中小企業復興特別資金	0.50									
	緊急経済変動対策資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	事業再生計画	一般枠 0.70(責任共有対象外の場合0.90)									
実施支援資金	感染症対応枠 0.80(責任共有対象外の場合1.00)										
二重債務対策資金	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
中小企業産業振興資金	富県宮城資金	チャレンジ枠・応援枠 1.19 1.05 0.95 0.85 0.70 0.60 0.40 0.20 0.05 先端設備等導入枠 0.32									
	新技術・新製品事業化資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営革新関連保証の場合	0.67									
	創業育成資金	0.30									
	事業承継資金	経営承継枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		特定経営承継準備関連保証の場合	1.10								
		事業承継特別保証枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		事業承継特別保証の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20
	再生可能エネルギー推進支援資金	経営承継借換枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		経営承継借換関連保証の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20
エネルギー対策保証の場合	1.08										
がんばる中小企業応援資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45		
“伊達な旅”整備促進資金	※県の認証制度等を有している場合は上記から0.2%割引										
環境安全管理対策資金	1.39	1.25	1.15	1.05	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25		
小口事業資金	0.60								0.45		
セーフティネット保証5号、7号、8号の場合	0.50										
特別小口保証の場合	0.70※新型コロナウイルス感染症の影響による場合は0.50% 0.62										

◎有担保で利用の場合に0.10%(セーフティネット資金、危機関連対策資金、流動資産担保活用資金、みやぎ中小企業復興特別資金、創業育成資金等を除く。)を割り引いた保証料率がそれぞれ適用されます。

がんばる中小企業応援資金の割引対象について

- ①次の各種認証を受けている場合は、がんばる中小企業応援資金の信用保証料が0.2%軽減されます。
 [県実施]: 女性のチカラ認証、みやぎ優れMONO認定、障害者雇用促進企業登録、環境配慮事業者登録、スマートみやぎ健民会議「優良会員」登録、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証、みやぎ認定IT商品、宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金交付決定、宮城県グリーン製品認定、みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定
 [市町村実施]: 消防団協力事業所の認定
- ②割引対象制度の廃止: 宮城県認証食品(3Eマーク)、食品衛生自主管理認証制度による認証(みやぎHACCP・仙台HACCP)
 ◇割引を受ける場合には、あらかじめ県(商工金融課)へ減額申請をしていただく必要があります。
 ◇当該認証を重複している場合でも、割引率は最大0.2%となります。